

## 横浜家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日 時

平成19年5月25日(金)午後1時30分～午後5時

### 第2 場 所

横浜地方裁判所大会議室及び101号法廷

### 第3 出席者

(委員)五十音順, 敬称略

上田邦彦, 大久保博, 岡崎勲, 押切瞳, 輿石英雄, 近藤文子, 竹内直樹,  
平松雄造, 堀内かおる, 森和雄, 山崎恒(委員長), 四方耀子

(説明者(横浜地方裁判所))

大島隆明

(オブザーバー(横浜弁護士会))

伊東克宏

(事務担当者)

三浦紀内, 吉武雅人, 野寺富和, 大野方己, 境敏博, 七尾聡, 吉田勝行

### 第4 委員長選任

委員の互選により, 山崎恒委員が委員長に選任された。

### 第5 テーマ

裁判員制度について

### 第6 意見交換

(発言者/ 委員長, 委員, 説明者, オブザーバー)

裁判員制度について, まず山崎恒委員長から概要説明を行い, その後, 模擬裁判を実施し, 各委員のうち法曹関係者以外の委員については, 実際に裁判員役として審議及び評議に参加し, 判決宣告までを体験していただいた。

その後、同制度の円滑な実施に向けて裁判所として更に取り組むべき事項につき、委員から意見を伺った。

裁判員を体験した感想及び裁判員制度全体について意見などを伺いたい。

今回の模擬裁判の事案は、執行猶予にしても良いような事案なので、裁判員としてそんなに厳しい状況に立たされなかった。しかし、実際はもっと重い、緊迫感のある事案について審理することになると思うが、裁判員に選ばれた市民の中には、そのような責任の重い仕事に堪えられず、裁判員を断ってしまうようなこともありうるのではないか。そのような場合、裁判員として仕事を行うに当たってのしんどい状況をよく汲み取っていただきたい。

法廷の場で色々な情報が示され、瞬時に自分の意見や判断を、しかも根拠を持って行っていくという点に、難しさや戸惑いを感じた。裁判員の方々の意見を聞く中で、なるほどと思うことがあったが、それを自分の中で消化したうえで、自信を持って自分の意見を持つことができたかと言われると、難しい。時間を十分にかけて審理していく必要があると思う。

私も模擬裁判でいきなり法廷に出たので、戸惑いを感じた。最初のほうは検察官の話も全然頭に入らなくて、瞬時に理解していくのは非常に難しいと感じた。事前に裁判員に情報を付与していくことが大事であると感じた。

また、量刑を考えていくことは、かなり難しかった。素人である一般市民が被告人を何年の懲役にするかということを考えるのは非常に難しい。その点に関しては、プロに頼らざるを得ないのではないかと感じた。

今回は時間の都合もあって、事前の説明を行うことができず、いきなり法廷で事件や手続の概要を知ることになったので、その分の戸惑いがあったと思うが、本来は、模擬裁判を行う前にオリエンテーションを行い、事件の概要や、参考となる事項、留意事項、公判中被告人等に質問をしても良いこと、証拠をどのように評価するのかということなどについて説明が行われること

になる。

裁判官の服装は黒服だったが、裁判員の服装をどうするのか。被告人からすれば、良い裁判員に裁かれないと思わずであり、そのことを考えると、裁判員の服装などの外観に関して、ある程度のルール作りが必要ではないか。

公判における被告人質問などで、裁判長から裁判員に対して、「何かありますか。」と質問する場面があったが、出来れば、この場面ではこのような手順でどのような審議をするのかなど時間配分等について、事前のオリエンテーションにおいてガイドラインが示されるとありがたい。

また、仕事や育児を抱える市民にとって、裁判員としての参加にどのくらいの時間が掛けられるのか心配である。会社の理解など、社会全体として裁判員制度への理解が必要がある。

人格障害、またはそれに類するような人が裁判員として参加してきたときに、裁判員としてのチームがもつのか心配である。

時間をかけて審議するというが、一方で裁判の迅速化という声もある。時間が足りなくて、評議において裁判員が判断を留保したりすることもあり得るのか。

評議の過程において、一旦判断を留保した上で、自分の意見を述べて議論することもあると思われるが、最終的には結論を出さなければならない。形式的に言えば、多数決になった場合、意見保留は意見なしとして、どちらの評決にも入らないこととなる。

意見がまとまっていないところで、無理に評決を採ることはしないようにしている。事前に審理の予定を立てた上で評議を行うが、評議がまとまらなければ、当初予定していた判決の日を先に延ばした上で、もう一度評議の日を用意することも実際にはありうると思う。

裁判の席上で演技をしてしまう被告人もいるのではないか。それをどこまで自分が見抜いて、公判のときに、自分が適切な言葉で被告人に対して質問

できるのかと思った。

評決については、量刑に幅もあったりして、その人の人生を左右することにもなるし、非常に責任の重い仕事だと率直に思った。

委員の皆さんが、情報を頭の中に入れて、即座に考えて判断しなければならぬということが難しいとおっしゃっていたが、逆に言えば、このことができる家裁委員の皆さんはすごいと思った。しかし、実際にはこのように裁判員がうまく判断できるとは限らないので、大変であると思う。

今回、評議において全員で合意が出来て良かった。委員の皆さんの日ごろの経験の広さや深さによって、評議がスムーズに進んだと感じた。しかし、裁判員制度は、いろいろな人に参加してもらうということなので、実際の評議の進行は難しいものになるのではないかと思う。

実際の裁判員裁判の際には、公判前整理手続きを行って、必要で十分な証拠を整理することになるが、いくら証拠が整理されたとはいっても、一般の市民にとってみれば、整理手続きによって既に争点から外された部分に関して、どうなっているのかと気にするあまり、他の重要な部分を聞き逃してしまうこともありうる。そこで、この点は争いがなくなったのだ、といった整理手続きの経過などを事前に説明してもらったうえで、裁判員に安心して公判に臨んで判断していただく必要がある。

人間の集中力はせいぜい15分くらいが限界だと思うので、注意して聞いていても、ふと聞き逃してしまうこともある。そのため、必要な情報を絞ったうえで、いかに裁判員の皆さんに必要な情報をすべて聞き取ってもらって理解してもらおうかという点について、検察官として工夫していかなければならぬと感じた。

刑事裁判においては、検察官に立証責任がある。法廷で出なかったところは考慮する必要がなく、必要があれば、検察官が立証することとなる。

本件は飲酒のうえでの犯行ではあるが、そのことが被告人にとって有利に

働くのか、あるいは不利に働くのか、興味をもって聴いていた。

今回の事例では、被告人の再犯の可能性に対して焦点が当たっていたが、被告人の印象次第で評議がどういう方向に働くのかと思っていた。

先ほどの模擬裁判で、委員の方が時間が無くてなかなか理解できなかつたとおっしゃっていたが、国民全体にとって、充実した審理とするためには、ある程度時間のかかる事件が出てくるのではないかと思う。

また、横浜弁護士会では、裁判員制度に向けて弁護人を確保するため、弁護人の養成講座を行っている。そして、裁判所や検察庁に対しても、審議や評議のやり方などについて働きかけを行っている。

評議の際に、最初の一言を誰に言わせるのかがとても大切である。個性の強い人が一言「実刑だ」と言わせると、議論がそちらに流れることが十分に考えられる。裁判所として、その辺の公平性をどのように担保するのか。

裁判員に、法律の基礎知識をレクチャーすることが大切ではあるが、色々な立場の方がいるので、なかなか難しいことだと思う。

今回は、被害者の妻の証言が裁判員に一定の影響を与えたように思えたが、逆に、法廷で被害者の親族が被害感情を述べた場合、裁判員に対してどのような影響を与えるのか、心配な点がある。

今回のように、比較的執行猶予が出しやすいケースなら良いが、執行猶予か実刑かが微妙な事件の場合に、裁判員が裁判官や他の裁判員の意見に引きずられずに、自分の意見を出せるのか、という心配を感じた。

根本的な問題は、裁判員の質が予測がつかない、という点である。オリエンテーションでどこまで基本的な法律知識をフォローできるかわからない。

どういう人が裁判員に入るかわからない、という不安がある。しかし、私が今まで経験した模擬裁判の中で、同じ事を長々と質問したり、自分の経験を語ったりして、ひたすら自分の主張をするような人が裁判員に参加したことがある。そしてその人は、案の上、大きな声で実刑説を唱えたが、他の人

がその人に流されるかという点と、そうでもなく、「あの人の言っていることは極端だ」ということが段々わかってきて、「私はそうは思わない」と自分の意見を主張するようになった。必ずしも問題のある人が入ってきたからといって、評議がまとまらないということはないと思う。

裁判員にどのように説明するかという点に関しては、まず裁判員候補者名簿を作って呼出をする段階において、裁判員の仕事や、刑事裁判はどのようなものかといった内容について、わかりやすいパンフレットを作って、裁判員候補者にお送りすることにする。そして、候補者に来ていただいたら、選任手続をすることになるが、その間の待ち時間が長いので、その間に裁判員制度についてのDVDを流したりして概要を説明していく。そして、実際に裁判員として選任された後は、裁判員選任後における裁判員の仕事や、刑事裁判の原則などを説明することになっている。

裁判員に問題のある人が入ってくるのではないのかという点については、誰が見てもこの人には裁判されたくないと思われそうな人、質問してみても見当がつくような人で、欠格事由などに当たらない人は、検察官及び弁護士が、候補者の中から4人ずつ理由を示さずに不選任の請求をすることができる。このような過程を通じて、誰が見てもまずいという人はある程度除外できると思う。

審理の段階で裁判員が緊張してしまって、法壇からではうまく質問ができないという点については、フランクに質問できる雰囲気をどう作るか考える必要がある。例えば、左陪席辺りから質問したりして口火を切った後に、裁判員に質問するように促していった方が裁判員も質問しやすかったかもしれない。

評議については、一人の人にたくさんしゃべられたり、仕切られたりすることは非常に困る。その点については、司会たる裁判長の腕にかかっていると思う。普通の人で、裁判の知識がなくても、聞いていてこの人は常識的に

おかしいことを言っているな，ということは，ある程度分かってもらえると思う。変な人が混じっていたとしても，声が大きいかからといってそう簡単に同調するとは思えない。

また，冒頭陳述などにおいて，堅い言葉がある。法律用語や熟語などについては，言いやすく分かりやすい言葉に言い換える努力が必要である。

裁判官だけ記録を読んでいて，裁判員とは違う情報を持っているということは良くない。対等な形で議論するためには，すべて目で見て，耳で聞いた情報を共有し合って議論することが前提となるべきである。

それでは，裁判員制度を国民の方々に理解していただいて，より参加して頂きやすい状況にもっていくにはどうしたらよいか，御意見を伺いたい。

メディアにもっと宣伝してもらって，啓蒙普及を図っていただきたい。

町内会の回覧板などはかなり広く読まれているので，それを利用するとあまねく行き渡ると思う。市報などでの広報では，一般の人にあまり読まれないのではないか。

学校のPTAでパンフレットを配ったりすることを通じて，保護者から伝わることもあるかと思う。

裁判所でも，学校に対して裁判官や裁判所職員を派遣して，出前講義を行って説明を行っている。

模擬裁判に関して，保護者にも裁判員に入っただけのように，PTAに対しても今働きかけているところです。

子どもに対しても，早くから教育のなかで裁判員制度が大事な制度として知ってもらうことで，裁判員制度が育てられると思う。

裁判所のブックレットは良くできていると思うが，それでもまだ難しすぎると思う。大事なところから順々に段階を踏んで，平たく説明してほしい。裁判所の裁判員広報用映画のDVDなど，映像になるとわかりやすい。

確かに，裁判所の裁判員広報用映画のDVDはわかりやすかった。このよ

うなものを、学校やPTA、自治会などを通して見る機会を持ってもらうことが良いと思う。裁判員制度は、被告人の行方を左右する非常に重たい仕事なので、DVDのような視覚に訴えるようなものを通じて、裁判員の仕事が大変なものなのだとすることを皆に受け取ってもらい、裁判を深く見つめる姿勢を持ってもらうことが大事である。

裁判員制度を教育のなかに取り入れていくことが大事である。そういった教育への働きかけを通じて10年、20年後に実を結ぶと思う。

人のことをきちんと考えられる人間に育てるという意味合いからも、教育の中に裁判員制度を取り入れ、子どもたちが学んでいくことは大切なことであろう。

横浜は、弁護士会と学校とが協力して、法教育ということで、裁判員制度だけでなく、消費者教育などについて、実際に弁護士が学校に行って指導するといった活動をしている。その点において横浜は比較的進んでいると思う。

法教育ということが言われているが、小さいときから、皆さんのおっしゃるような考え方をしてもらおうよう、こちらも努力しつつ、教育関係機関にも働きかけて、皆で協力し合って進めていかなければならないと思う。